

令和2年度

中京区民まちづくり支援事業 募集案内

中京区役所では、区内で実施されている区民主体のまちづくり活動に対して、経費の一部を補助する「中京区民まちづくり支援事業」を実施しています。

地域課題の解決やまちの魅力向上、地域コミュニティの活性化等を目指した取組が対象です。まちづくり活動に熱心に取り組む皆さまからの御提案をお待ちしています。

募集期間

令和2年4月1日(水)～5月11日(月)

※ 御応募に際しては、必ず事前相談が必要です(5月8日(金)まで)。

来庁時は電話等で御予約ください。

【相談・問合せ先】

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下ル

西三坊堀川町521

中京区役所地域力推進室 企画担当

電話 075-812-2421

FAX 075-812-0408

メール nakagyo@city.kyoto.lg.jp

目次

1	手続きの流れ（スケジュール）について	1 ページ
2	対象団体及び対象事業について	2 ページ
3	対象経費について	3 ページ
4	申請手続について	3 ページ
5	審査・決定について	5 ページ
6	交付決定後の流れについて	5 ページ
7	事業完了報告について	6 ページ
8	活動に対する支援等について	6 ページ

1 手続きの流れ（スケジュール）について

事前相談 《必須》	4月1日（水）～5月8日（金）
<ul style="list-style-type: none">京都市まちづくりアドバイザー（又は担当の区役所職員）に事前相談いただきます。事前相談の際は、電話等で<u>必ず日時を予約してください</u>。	
申請書類提出	5月11日（月）まで 《必着》
<ul style="list-style-type: none">申請書類はホームページからダウンロードできます。申請書類は郵送または持参してください。	
1次審査会 （書類審査）	6月中旬頃（予定）
2次審査会 （プレゼンテーション）	6月下旬～7月初旬頃（予定）
<ul style="list-style-type: none">1次審査（非公開）を通過した団体は、2次審査（公開）にてプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションでは、事業の説明と審査委員との質疑応答を行っていただきます。	
交付決定	7月上旬頃（予定）
<ul style="list-style-type: none">審査会での審査結果に基づき、補助金の交付対象事業と交付予定額を決定し、申請団体に通知します。	
事業実施	交付決定～3月31日
事業完了報告	事業完了後30日以内又は3月31日のいずれか早い期日まで
<ul style="list-style-type: none">事業完了報告書類を提出してください。	
補助金の交付	事業完了報告後
<ul style="list-style-type: none">事業完了報告書類の内容を確認後、交付額を確定し、補助金を交付します。	
事業報告会	翌年度4月頃
<ul style="list-style-type: none">活動実績や成果の報告を行っていただきます。	

2 対象団体及び対象事業について

中京区内において、団体・グループ（町内会やNPO法人等）が令和2年度中（令和2年4月～令和3年3月末）に実施する中京区基本計画の目指すべき将来像の実現につながるまちづくり活動

※ 区内の活動であれば、区外にお住まいの方が構成員となる団体、グループも対象です。

※ 同一の（もしくは極めて類似した）事業への交付は2年を上限とします。

活動枠	対象団体	交付額	交付率
一般枠	自主的なまちづくり活動に取り組む団体	100万円以内	事業費の1/2
特定テーマ 推奨枠	<p>まちなか子育て応援枠 子育て支援（小学生以下の子どもが対象）に取り組む団体</p> <p>空き家活用支援枠 空き家活用について地域と連携して取り組む団体</p> <p>文化とにぎわい創出枠 文化とにぎわいの創出に取り組む団体</p> <p>未来を担う子どもたちへ学びによる感動創出枠 子どもたち（児童・生徒を含む。）に対し、学びや体験を提供する事業に取り組む団体</p>	50万円以内	事業費の4/5
まちづくり 奨学生 支援枠	学生等で構成され、地域と連携してまちづくり活動に取り組む団体	30万円以内	事業費全額

ただし、上記に該当する事業であっても、次の事業は対象外とします。

- ・ 補助金交付決定予定日（令和2年7月上旬頃）までに完了する事業
- ・ 営利活動及び宗教的・政治的な活動を目的とする事業
- ・ 京都市の他の制度による補助金を受ける（又は予定である）事業

※ 国，府，民間団体の助成制度との併用は可能

3 対象経費について

- ・ 対象経費は、補助金の交付決定を受けた事業の実施に直接関係するものに限り、通常の団体運営に要する経費等は対象となりません。
- ・ 交付決定日（事前着手届を提出した場合は、事前着手日）以降、令和3年3月31日までの支出が対象です。補助対象期間外の経費は対象外です。
- ・ 対象経費であっても、必要性、効果、金額等によっては、認められない場合があります。

対象とする経費（例）	対象としない経費（例）
<ul style="list-style-type: none">・ イベントの出演者謝礼，交通費・ イベント会場の施設使用料，設備費・ 搬入，搬出に使うレンタカー費用・ チラシやポスターのデザイン料，印刷費・ ホームページの作成費・ イベント当日のアルバイト賃料・ 事業に係る保険料 など	<ul style="list-style-type: none">・ 団体構成員への謝礼，交通費・ 運搬に使用した自家用車のガソリン費・ パソコンなどの汎用性が高い備品購入費・ 団体，グループの運営に要する経費・ メンバーが所属する団体への委託費・ 飲食費・ 単価200円を超える啓発物品代 など

詳しくは、「京都市中京区民まちづくり支援事業補助金交付取扱基準」を御覧ください。
判断に迷うものがあれば、お問合せください。

<労力換算額>

団体構成員に対する謝礼，交通費は対象経費とすることができませんが，事業を実施するに当たり，団体の構成員により提供された無償の労力を，1人につき1時間当たり500円で換算し，補助金額に加算することができます（補助金上限額を超えることはできません。）。

4 申請手続について

(1) 事前相談（必須）

申請前に京都市まちづくりアドバイザー（又は担当の区役所職員）に事前相談いただきますので、5月8日（金）までに必ずお越してください。

なお、事前相談に来られる際は、電話等で相談日時の予約をしてください。

(2) 交付申請

4月1日(水)から5月11日(月)までに、次の書類を郵送又は持参してください。

<提出書類>

関係書類

- | | | |
|--------------------------------|---|--------------------|
| ① 中京区民まちづくり支援事業補助金交付申請書【第1号様式】 | } | 必須 |
| ② 事業計画書, 事業計画書(別紙)【第3号様式】 | | |
| ③ 収支予算書【第4号様式】 | | |
| ④ 労力換算額算定書【第5号様式】 | } | 労力換算額を
加算する場合のみ |
| ⑤ 労力換算額算定に関する誓約シート【第6号様式】 | | |
| ⑥ 事前着手届【第7号様式】 | } | 交付決定前に
着手する場合のみ |

添付資料(様式不問)

- ・ 構成員名簿 <必須>
- ・ 定款・会則
- ・ 団体の概要や申請事業に関する参考資料

<提出先>

中京区役所 地域力推進室 企画担当(4階 総務・防災担当執務室内)
〒604-8588(郵送の場合は、住所記載不要)
京都市中京区西堀川通御池下ル西三坊堀川町521

- ※ 関係書類の様式は区役所ホームページからダウンロードできます。
- ※ 申請書類を持参される場合は、平日8時30分~17時にお越しください。
- ※ 申請書提出後、区役所から記載内容についての質問や修正の依頼をすることがあります。修正等の依頼があった場合には、速やかに修正等の対応をしてください。

5 審査・決定について

提出のあった申請書類を基に、京都市中京区民まちづくり支援事業審査委員会において、採択事業の選定を行った後、中京区長が交付の決定を行います。

審査委員会では、1次審査（書類審査）、2次審査（公開プレゼンテーション）により、事業の効果性、公益性、計画性、独創性、自律的継続性等について審査します。

※ 1次審査（非公開）を通過した団体は、2次審査にて公開プレゼンテーションを行っていただきます。

※ 2次審査（公開プレゼンテーション）では、事業の説明と審査委員との質疑応答を行っていただきます。

6 交付決定後の流れについて

(1) 補助金の概算払

補助金の支払は、原則として事業完了後ですが、自己資金がない等の理由により、特に事前に補助金の支払いが必要であると認められる場合には、補助金交付予定額の1/2以内の額を概算払として交付することができます。

※ 概算払を受ける場合には、交付決定後に概算払請求書を提出する必要があります。

(2) 事業内容の変更等

交付決定後に事業内容を変更または中止しようとするときは、軽微な変更を除き、「変更・中止承認申請書」を御提出いただく必要があります。

事業内容に変更等の可能性が生じた場合には、些細なことでも、お早めに御相談ください。

(3) 事業実施

- ・ 事業は必ず、令和3年3月末までに完了してください。
- ・ 事業実施の様子、補助金の対象となる物品が事業に使用されている様子が分かる写真を撮影し、記録に残してください。

7 事業完了報告について

事業が完了した日の翌日から起算して30日以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに、次の書類を提出してください。

なお、期日までに報告がない場合には、交付決定を取り消す場合があります。

<提出書類>

- ① 中京区民まちづくり支援事業完了報告書 【第13号様式】
- ② 収支決算書 【第14号様式】
- ③ 労力換算額算定についての報告書 【第15号様式】
- ④ 事業報告書冊子に用いる報告書
- ⑤ 交付対象事業に要した経費の領収書の写し
- ⑥ 事業の実施状況写真、チラシ等の成果物
- ⑦ その他区長が必要と認める書類

事業完了報告書類の提出を受けた後、区役所でその内容を審査し、事業の実施結果に応じて補助金の交付額を確定し、通知します。

翌年度の4月頃（予定）には、事業報告会において事業の活動実績や成果について報告していただきます。

8 活動に対する支援等について

補助金交付団体は、次のような支援を受けることができます。

- ・ 中京区役所ホームページでのイベント等の周知や活動報告の公開
 - ※ 市民しんぶん中京区版で掲載する場合があります。
- ・ チラシ等の印刷物の中京区役所庁舎内での配架
- ・ 京都市まちづくりアドバイザー（※）からの助言等
など

※ 京都市まちづくりアドバイザーとは

まちづくりに関する専門的な立場から、区役所・支所の職員とともに、区民の皆様の自主的な活動をより一層支援するほか、区役所・支所における「まちづくり事業」全般の企画、運営に対して助言等を行います。